

『全経大意』 「引文」 札記

メタデータ	言語: Japanese 出版者: 公開日: 2020-03-23 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 高橋, 均 メールアドレス: 所属:
URL	https://otsuma.repo.nii.ac.jp/records/6849

This work is licensed under a Creative Commons Attribution-NonCommercial-ShareAlike 3.0 International License.



『全経大意』 「引文」 札記

高 橋 均

『全経大意』 「引文」 札記

はじめに

『全経大意』は、『周易』『尚書』『毛詩』『周礼』『儀礼』『礼記』『春秋』『公羊伝』『穀梁伝』『論語』『孝経』『老子』『莊子』の各書を対象として、鎌倉時代に作られた「中国学研究導論」である。⁽¹⁾その『全経大意』の中核ともいえるのが「引文」と名づける部分である。引文は、全経大意の編者が関連する資料から比較的短い文を10条前後採って、それぞれの書物の概要を構成しようとしたものである。『周易』『尚書』『論語』の引文についてはすでに取りあげ、その特色を論じたが、⁽²⁾本稿では全経大意引文の全体について、あらためて出典とのかかわりを調査するという基礎作業に徹する。その基礎作業を通じて全経大意の編者が、どの種の資料を採り、どのように処理しているのかを明らかにし、経書を中心とした当時の研究のありようを明らかにしたい。

凡例

- 1 全経大意の引文は、①②のように数字を付して記す。引文には文末に句点を付し、読点は付さない。
- 2 次に*を付して、引文に近似する文を示し、文末に出典名を記す。
- 3 (注)として、引文と近似する文との異同、問題点などを記す。
- 4 引文、近似する文の異同個所には下線を付す。また近似する文が長文にわたり、引文と直接かかわらない個所は「……」で省略する。
- 5 頻出する書名は略称を用いる。

- 6 字体は、依拠した資料にもとづくが、抄写字体については限界がある。
- 7 本稿では、『周易』『尚書』『毛詩』『周礼』『儀礼』『礼記』の引文を取りあげる。

1 『周易』の引文

①周易雖文起周代而卦肇伏羲々々既處名教之初故易為七經之首。

*周易 雖文起周代、而卦肇伏羲、既處名教之初、故易為七經之首。(積文序録・次第・周易)

(注) 引文は、論語の引文が比較的長文であるのを除いて、その他の書物についての引文は短文である。そうした短文を10条前後集めて、それによってそれぞれの書物の概要を明らかにする。引文には、冒頭にその典拠を示す場合と示さない場合とがあるが、なぜそのような違いがあるかよくわからない。⁽³⁾

①の引文、*の近似する文と、両文はほぼ一致するから、引文は積文序録によったものとみる。引文は「伏羲」を重ねている。引文の編者が見たテキストが重ねていたとみるよりも、文のつながりをはかって編者が伏羲2字を重ねたのではなからうか。

②正云易者變化之總名改換之殊稱云々。

*夫易者、變化之總名、改換之殊稱。自天地開闢、陰陽運行、寒暑迭來、日月更出。(周易正義序)

(注) 引文冒頭に「正云」とあり、それが周易正義を示すことは、近似の文が正義序に見えることから明らかである。両文はほぼ一致するが、引文に「夫」字がないのは、編者が意をもって省いたものか。また正義序の「改換」を引文は「改據」とするが、その理由は明らかでない。字形が似ていたために引文が誤ったものか。

③又云設對柔兩象以二氣也布以三位象三才也謂之為易取變化之義也既惣變化而獨以易為名。

*設剛柔兩畫、象二氣也。布以三位、象三才也。謂之為易、取變化之義。既義

摠變化而獨以易爲名者。(周易正義序)

(注) 引文は冒頭に「又云」とあるので、前条と同じく正義序によったものとわかる。両文はほぼ一致するが、引文には「兩畫」の畫字がない。誤って欠いたものであろう。

④不易者其位天在上地在下君南面臣北面父坐子伏此其不易也。

*不易者、其位也。天在上、地在下、君南面、臣北面、父坐子伏、此其不易也。
(周易正義序)

(注) 引文は正義序によったもの。両文ととくに指摘する異同はない。

⑤又云孔子曰上古之時人民无別群物未殊未有衣食器用之利必義仰觀象於天俯觀法於地中觀万物之宜於是始作八卦以通神明之德以類万物之情故易者所以斷天地理人倫明王道也。

*孔子曰、上古之時、人民無別、羣物未殊、未有衣食器用之利。伏犧乃仰觀象於天、俯觀法於地、中觀萬物之宜、於是始作八卦、以通神明之德、以類萬物之情。故易者、所以斷天地、理人倫而明王道。(周易正義序)

(注) 冒頭「又云」とあるので、前条と同じく正義序によったものとわかる。両文はほぼ一致するが、引文には正義序の「伏犧乃仰觀……」の乃字がない。②の「夫」やこの「乃」のような感情を表わす語彙は、引文の編者が意をもって削ったのかもしれない。

⑥繫辭云河出圖洛出書聖人則之伏義德合上下天應以鳥獸文章地應以龜書伏羲則而象也乃作八卦故孔安國馬融等並云伏羲得河圖而作易云々。

*繫辭云、河出圖、洛出書、聖人則之。又禮緯含文嘉曰、伏羲德合上下、天應以鳥獸文章、地應以河圖洛書、伏犧則而象之、乃作八卦。故孔安國馬融王肅姚信等並云、伏犧得河圖而作易。(周易正義序)

(注) 引文は正義序によったもの。正義序の「又禮緯含文嘉曰」「姚信」が引文に見えない。また正義序の「河圖洛書」を引文は「龜書」とする。龜書について、『宋書』「符瑞志」に「龍圖出河、龜書出洛」「洛出龜書六十五字」などとあり、龜書が河圖洛書と同義で使われている。すると引文の編者は河圖洛書をわざわざ龜書に改めたのか、それとも編者の見た正義序は龜書となっていたのか。結論を下す根拠はないが、編者が意をもって改め

たとは考えにくい。繫辭伝の文は「……聖人則之」まで。また引文の編者は引用書名、人名などを省いて論旨をつなげることがあるので、ここでも「又禮緯含文嘉曰」「王肅姚信」は、意をもって省いたのであろう。

⑦論云夏曰連山殷曰歸藏周曰周易。

* 鄭玄易贊及易論云、夏曰連山、殷曰歸藏、周曰周易（周易正義序）

（注）引文に正義序の「鄭玄易贊及易」が見えない。引文を独立させるために編者が省略したものか。次の⑧の「鄭玄又釋文」が引文に見えないのも、同じ意図からであろう。

⑧連山者象山之出雲歸藏者萬物莫不歸藏於其中周易者言易道周普無所不備。

* 鄭玄又釋文云、連山者象山之出雲、連連不絕。歸藏者萬物莫不歸藏於其中。周易者言易道周普、无所不備。（周易正義序）

（注）引文は正義序によったもの。両文はほぼ一致するが、引文に「連連不絶」の句が見えない。ことがらを直接示す語句ではないとみて、引文の編者が省いたのであろうか。

⑨陸徳明云周文王拘於羑里作卦辭周公作爻辭孔子作象辭象辭。

* 文王拘於羑里作卦辭、周公作爻辭、孔子作彖辭象辭文言繫辭說卦序卦雜卦、是爲十翼。（釈文序録・註解伝述人・周易）

（注）引文は冒頭に「陸徳明云」とあるので、釈文によったとわかる。両文はほぼ同じであるが、引文は「文王」を「周文王」とする。引文の編者が文意を明らかにするために補ったもので、編者の見た釈文に「周」字があったのではなかろう。一方釈文に見える「文言繫辭……」以下が「引文」に見えないのは、編者がその句を省略しても差し支えないと判断したためであろう。

⑩釋文云子夏又作傳及秦焚書周易獨以卜筮得存。

* 及秦燔書、易爲卜筮之書、獨不禁、故傳授者不絶。（釈文序録・註解伝述人・周易）

* 而子夏爲之傳。及秦焚書、周易獨以卜筮得存。（隋書經籍志・周易）

（注）引文は「釋文云」とするが、釈文序録と比べると両文は大きく異なり、引文の「子夏又作傳」が釈文には見えない。そして隋書經籍志の文が、か

えって引文に近い。前条⑨の「陸徳明云」は釈文とほぼ一致するが、なぜこの「釋文云」が、釈文と異なり、隋書經籍志に近いのであろうか。またなぜ同じ釈文を、⑨は「陸徳明」として引き、ここは「釋文」として引くのであろうか。

〔周易のまとめ〕周易はすべてで10条から構成される。引文①から⑩は、*に記した文から明らかなように、①は經典釈文序録、②から⑧は周易正義序、⑨は經典釈文序録、そして⑩は、「釋文云」とありながら、なぜか文は隋書經籍志に近い。また引文の編者は、引用書名、人名などを省略して、ことがらを伝える文に改めようと試みている。

2 『尚書』の引文

①古文尚書既起五帝之末理後三皇之經故次於易。

*古文尚書 既起五帝之末、理後三皇之經、故次於易。(釈文序録・次第・古文尚書)

(注) 引文は釈文序録によったもの。両文はすべて一致する。

②本書序云古者伏羲氏之王天下始畫八卦造書契以代結繩之政由是文籍生焉云々。

*古者伏羲氏之王天下也、始畫八卦、造書契、以代結繩之政、由是文籍生焉。(尚書序)

(注) 引文は冒頭に「本書序云」とあり、同じ文が尚書序に見えるので、「本書序」とは、それを指すのであろう。「本書序」とは、尚書序と尚書正義序とを区別するためにこうだったのであろうか。

③正義序云夫書者人君辭誥也典右史記言也策也云々。

*夫書者、人君辭誥之典、右史記言之策。(尚書正義序)

(注) 引文冒頭に「正義序云」とあり、尚書正義序にほぼそのまま見える。

引文の「辭誥也典」は、正義序からみても「辭誥之典」が正しい。全經大意の引文には、いくつか「之」字を「也」字に作る例が見える。本テキストを抄写した人が「之」字を「也」と見誤ったもので、「辭誥也典」は誤りがそのまま残ったもの。下文の「右史記言也策也」は、誤りに気づいて

訂正を加えたものである。ここから今見る『全経大意』が祖本ではなく、すでに作られていたテキストを抄写したものと推定する。

④尚者上也言此上世以来之書也故曰尚書也。

*尚者上也、言此上代以來之書、故曰尚書。(尚書序疏)

(注) 引文は尚書序疏によったもの。引文が尚書序疏の「上代」を「上世」とするのは、李世民を諱筆する以前のテキストによったことを示すのだろうか。

⑤此孔子所作尚書序安國以孔子之序分附篇端故己之摠述之謂之序云々。

*孔子亦作尚書序、故孔君因此作序名也。「……」安國以孔子之序、分附篇端、故己之摠述亦謂之序。(尚書序疏)

(注) 引文は尚書序疏によったのであろうが、中ほどに長文の省略がある。引文は疏を適宜択んで文にしている、部分的な異りがある。引文冒頭の「此」字は、文を独立させるため編者が補ったものであろう。

⑥易繫辭云河出圖洛出書聖人則之是文字与天地並興焉。

*又易繫辭云、河出圖、洛出書、聖人則之、是文字與天地並興焉。(尚書序疏)

(注) 引文は「易繫辭云」とあるが、尚書序疏の引く易繫辭伝をそのまま引いたもので、易繫辭伝から引いたものではない。周易⑥を参照。

⑦蓋文字在三皇之前未用之教世至伏羲乃用造書契以代結繩之政欵。

*蓋文字在三皇之前、未用之教世、至伏羲乃用造書契以代結繩之政。(尚書序疏)

(注) 引文は前項の少し後の疏を引いたもの。引文には文末に「欵」字がある。わざわざこの「欵」字を加えることは考えにくい。全経大意の編者が見たテキストにあったのであろう。

⑧家語云孔騰字子襄畏秦法峻急藏尚書孝經論語於夫子舊堂壁中以其上古之書謂之尚書鄭玄以為孔子撰書尊而命之曰尚書。

24 *及秦禁學、孔子之末孫惠壁藏之。(釈文序録・註解伝述人・尚書) 家語云、孔騰字子襄、畏秦法峻急、藏尚書孝經論語於夫子舊堂壁中。漢記尹敏傳以為孔鮒藏之。(同書注)

*以其上古之書、謂之尚書。(釈文序録・註解伝述人・尚書) 鄭玄以為孔子撰

書、尊而命之曰尚書。尚者、上也。蓋言若天書然。王肅云、上所^レ言、下爲^レ史所書、故曰尚書。(同書注)

(注) 引文は「家語云」で始まるが、釈文序録の注をそのまま引いたもの。また後半の「以其上古之書……」以下は、同じく釈文序録の本文と注で、この引文は、別条に分けるべきであろう。

⑨釋文云書之所興蓋与文字俱起孔子觀書周室得虞夏商周四代^之也典其善者上自虞下至秦為百篇。

*書之所興、蓋與文字俱起。孔子觀書周室、得虞夏商周四代^之典、刪其善者、上自虞、下至周、爲百篇、編而序之。(隋書經籍志)

(注) 引文は「釋文云」で始まるが、この文とほぼ同じ文は隋書經籍志には見えるが、經典釈文には見えない。編者が隋志を釈文と誤ったのか、それとも当時の釈文にはこの文があったのか、そのいずれであろうが明らかではない。周易⑩の引文も「釋文云」で始まる文でありながら、釈文よりも隋志に近かった。ここから考えて、当時の釈文にはこのような文が記されていたのかもしれない。

隋志の「刪其善者」の「刪」字が引文には見えない。また隋志の「下至周」の「周」字が、引文では「秦」字になっている。「秦」字が正しいであろう。編者が意をもって改めたのか、依ったテキストがこうなっていたのか。

⑩又云濟南伏生已九十余老不能行於是詔太常使受焉伏生年老不能言言不可曉使其女傳言。

*聞濟南伏生傳之、文帝欲徵、時年已九十餘、不能行、於是詔太常使掌故晁錯受焉。(釈文序録・註解伝述人・尚書) 古文尚書云、伏生年老不能正言、言不可曉、使其女傳言教錯。(同書注)

(注) 引文の「又云」という表現は、出典が前条と同じということとして理解できるが、そうであればこの引文は「釋文」によったことになる。事実この引文に近似する文は隋志には見えずに、經典釈文とその注に見える。すると前条の⑨も近似する文は隋志であるが、引文の記すように「釋文」から引いたことになり、⑨が「釋文云」で問題はなくなる。当時の釈文には⑨のような文が存在したとみる拠りどころとなるであろう。

両文を比べると、積文の下線部分「聞」「傳之文帝欲徵時年」「掌故晁錯」「古文尚書云」「教錯」が引文に見えない。これらの語句を削って引文は構成されている。引文の編者はこのような手法で文章を作り文意をつなげている。

①尚者上也上所言下為史書故書者庶也記庶物。

*以其上古之書、謂之尚書。(積文序録・註解伝述人・尚書) 鄭玄以為孔子撰書、尊而命之曰尚書。尚者、上也。蓋言若天書然。王肅云、上所言、下為史所書、故曰尚書。(同書注)

*書、庶也、記庶物也。(積名・積書契)

(注) 引文④に通じる①は、「尚書」という語を訓詁から明かそうとしたのであろう。そのために積文序録の注と積名とを組み合わせると引文は作られている。ただ引文は一般に一書から引くのであるが、このように二書にわたって引くのは稀である。あるいは別に近似の文があるのであろうか。

[尚書のまとめ] 尚書はすべてで11条から構成されている。その①⑧⑩は經典積文序録、②は尚書序、③は尚書正義序、④⑤⑥⑦は尚書序疏、⑪は經典積文序録と積名。⑨は「釋文云」とあるが、序録の文とは異同があり、隋書經籍志に見える文と一致する。全經大意の編者は、隋志とすべきところを積文と誤ったのであろうか。ただ「又云」で始まる⑩は、經典積文と一致するから、全經大意の編者が見た積文には⑨と同じような文が記されていたのではなかろうか。この点は、周易⑩と同じような問題である。⑧は連続して記されているが、別条に改めるべきであろう。

3 『毛詩』の引文

①毛詩既起周文又兼商頌故在堯舜之後次於尚書。

26 *毛詩 既起周文、又兼商頌、故在堯舜之後、次於易書。(積文序録・次第・毛詩)

(注) 両文はほぼ一致する。ただ文末を積文序録は「易書」とするが、引文は「尚書」である。「易書」であると、「易という書」なのか「易と書」な

のか。釈文序録のこの個所の記述は、取りあげる經書の次序を示しているから、前の書名だけを記せばよいはずで、そう考えると、「易書」より、引文の「尚書」のほうが正しい。全經大意の編者が見た当時の釈文が「尚書」であったようにみるが、あるいは全經大意の編者が意をもって改めたのか。

②序云夫詩者論功頌徳之歌止僻防邪之訓。

* 夫詩者、論功頌徳之歌、止僻防邪之訓。(毛詩正義序)

(注)「引文」は「正序」として「正義序」から引いたものであることを示している。こうした省略表現は、テキストの紙背などの書き入れから採ってきたためであろうか。

③序云詩者志之所之也在心為志發言為詩 又得失動天地感鬼神莫近於詩。

* 詩者、志之所之也、在心為志、發言為詩。「……」故正得失、動天地、感鬼神莫近於詩。(毛詩周南閔雎序)

(注) 閔雎序の文であることを示すためか、引文は冒頭に「序云」2字を補い、カッコ部分を省略して、文を構成している。また序の「故」が「又」であるのは、序のカッコ内を省略したため改めたのであろう。

④釋文云孔子最先刪録既取周詩上兼商頌凡三百一十一篇以授子夏々々遂作序云々。

* 孔子最先刪録。既取周詩、上兼商頌、凡三百一十一篇。以授子夏、子夏遂作序焉。(釈文序録・註解伝述人・毛詩)

(注) 引文には「釋文云」とあり、釈文序録と同文である。

⑤遭秦焚書而得全者以其人所諷誦不專在竹帛故也。

* 遭秦焚書而得全者、以其人所諷誦、不專在竹帛故也。(釈文序録・註解伝述人・毛詩)

(注) 引文は釈文序録と同文である

⑥又云毛萇善詩自云子夏所傳作詁訓傳是為毛之詩云々。

* 漢初又有趙人毛萇善詩、自云子夏所傳、作詁訓傳、是為毛詩古學(隋書經籍志・詩)

(注) 隋書經籍志の文の下線部分を省略し、改めている。引文冒頭の「又云」

という表現からすれば、この文も前条⑤と同じく釈文のはずであるが、近似する文はなぜか隋志である。周易⑩、尚書⑨が「釋文」としながら隋志に近かったことと重ね合わせると、引文に近い文が釈文に記されていたのかもしれない。引文文末は「云々」で、隋志の「古學」2字がない。

⑦云此詩皆述文武之政未心皆文武時作也故文王大明之等檢其文皆成王時作。

*此摠言文武之詩、皆述文武之政、未必皆文武時作也。故文王大明之等、檢其文皆成王時作。(詩譜序・「其時詩風有周南召南雅有鹿鳴文王之屬」疏)

(注) 引文は「正云」として典拠が正義であることを示す。また引文には疏の下線部分が見えないが、文が重なるとみて省いたのであろうか。引文「未心」の心字は必の誤りであろう。

引文の編者は、この疏が毛詩の成立にかかわるとみてわざわざ扱んだのであろう。

⑧云詩國風舊題也毛字漢世加之。

*詩國風舊題也。毛字漢世加之。(毛詩周南閔雎・「毛詩國風」疏)

(注) 引文は「正云」として典拠が正義であることを示す。

⑨六藝論云河間王好學其博士毛公善說詩獻王号之曰毛詩。

*六藝論云、河間獻王好學、其博士毛公善說詩、獻王號之曰毛詩。(毛詩周南閔雎・「毛詩國風」疏)

(注) 引文は前条⑧に続く疏である。引文に「河間獻王」の獻字が見えないが、後に「獻王号之」とあれば、誤脱したのであろうか。

⑩孔子世家云閔雎之乱以為風始鹿鳴為小雅始文王為大雅始清廟為頌始也。

*故曰、關雎之亂、以為風始。鹿鳴為小雅始。文王為大雅始。清廟為頌始。

(史記孔子世家)

(注) 引文は冒頭に「孔子世家云」と補って、典拠を明らかにしている。

⑪鴟鴞章周公救乱也成王未知周公之志公乃為詩。

28 *鴟鴞、周公救亂也。成王未知周公之志、公乃為詩。(毛詩幽風鴟鴞・序)

(注) 毛詩の「鴟鴞」の鴟字を引文は鴟字に作る。この点を除けば、引文は鴟鴞の序とほぼ同文である。章字は引文の編者が補ったものであろう。

⑫小弁章刺幽王也太子之專作渭陽章康公念母送舅氏作也。

*小弁、刺幽王也。太子之傳作焉。(毛詩小雅節南山之什小弁・序)

*渭陽、康公念母也。康公之母、晉獻公之女、「……」思而作是詩也。(毛詩秦風渭陽・序)

(注) 引文が、本来分けるべき文を連続して記述しているのは、抄写の際の誤りであろう。引文の「太子之專」は「太子之傳」の誤り。また引文末尾の「送舅氏作」は、編者が詩のもつ意味を汲んで補ったものであろうか。引文は総じて大きな問題を対象とするのに、⑪⑫では章の要旨を取りあげているのはなぜだろうか。

⑬韓人所傳謂之韓詩所出自毛公謂毛詩齊人所傳謂之齊詩。

*齊人轅固生亦傳詩、是爲齊詩。燕人韓嬰亦傳詩、是爲韓詩(隋書經籍志・詩)

*毛詩者、出自毛公。(釈文序録・注解伝述人・毛詩)

*毛詩、詩是此書之名。毛者、傳詩人姓。既有齊魯韓三家、故題姓以別之。

(釈文毛詩音義上・「毛詩」)

(注) 「引文」と近似の文を見いだすことができない。とりあえず共通する語が見える文を引いておく。あるいは当時行われていた三家詩についての論を編者はここに引いたのかもしれない

[毛詩のまとめ] 毛詩はすべてで13条である。そのうち、①④⑤は經典釈文序録、②は毛詩正義序、③⑧⑨は周南閔雎の疏、⑥は隋書經籍志、⑦は詩譜序、⑩は史記孔子世家、⑪は豳風鴟鴞序、⑫は小雅節南山之什小弁序から採っているとみて問題はない。残る⑬は近似する文を見いだすことができない。毛詩の引文は、多くを毛詩の序と疏から採っていて、中でも⑪⑫のように小序を採っていることに注目したい。

4 『周礼』の引文

①周儀二礼並周公所制宜次文王周爲本儀爲末。

*三禮 周儀二禮、竝周公所制、宜次文王、「……」三禮次第、周爲本、儀爲末。(釈文序録・次第・三礼)

(注) 引文が釈文序録から採っていることは明らかであるが、その中間部分

を省略し、また下線部「三禮次第」を採っていないことで、文意がややわかりにくくなっている。

②疏序云周礼者謂周之宮礼也此礼之興起於周代故曰周礼昔武王既没成王幼少周公攝政以致大平而制此礼。

* 武王没後、成王幼弱、周公代之攝政六年、致大平、述文武之德、而制禮也。
(礼記卷第一・「禮記」疏)

(注) 引文は冒頭に「疏序云」と明記しながら、「周礼正義序」を含めて、今その典拠を明らかにできない。引文後半は、礼記卷第一の「禮記」という語についての疏と近似するので、ここに引いた。

③周儀先聖削戰國之世秦亾之時殘別欵景帝時河間獻王。

* 値戰國交争、秦氏坑焚、惟故禮經崩壞爲甚。漢興、「……」景帝時、河間獻王好古、得古禮獻之。(积文序録・註解伝述人・周礼)

(注) 引文に近い文を見いだすことができない。ここには類似する語がある文を引いておく。引文が「景帝時河間獻王」で終わっているのは、文に残缺があるようである。

④疏云遭秦焚學師讀復断云々。

(注) 「疏」といえば周礼の疏であろうが、引文の出処、あるいは近似の文を見いだすことができない。

⑤冬官職巨不能得又五官之中亦有殘缺學者不能通其義云々。

(注) 「冬官職」とあるので、典拠は限定されるはずであるが、近似の文を見いだすことができない。

⑥疏云天官冢宰云々象天者周天有三百六十餘度天官亦惣攝三百六十官故曰象天也。

周礼有六官每官有属官六十然三百六十也又准天往度三百余度欵〔小字の注記〕

30 * 天官冢宰 鄭目錄云、「……」釋曰、鄭云、象天者、周天有三百六十餘度。

天官亦惣攝三百六十官、故云象天也。(周礼天官冢宰第一・疏)

(注) 下線部、及びカッコ内を除き両文はほぼ一致するので、引文は天官冢宰の疏を採っているとみて問題はない。また小字で注記される文は、編者、

あるいは後人の書き入れであろう。

⑦疏云周礼儀礼發源是一理有始終分爲二部並是周公攝政致泰平之書也周礼爲本儀礼爲末本則難明末便易曉。

*周禮儀禮、發源是一、理有終始、分爲二部、並是周公攝政致太平之書。周禮爲末、儀禮爲本。本則難明、末便易曉。(儀礼疏序)

*周爲本、儀爲末。(釈文序録・次第・三礼)

(注) 引文の全体は儀礼の疏と一致するが、引文と儀礼疏の下線部分を比べると、事柄が反対になる。引文と同じ記述はすでに①及び釈文序録に見えるから、この部分は編者が意をもって改めたのであろうか。

⑧春秋演孔圖云王莽好經學時劉歆又為知礼始立周礼之章自此始云々。

*王莽時、劉歆爲國師、始建立周官經、以爲周禮。(釈文序録・註解伝述人・周礼)

(注) 引文は「春秋演孔圖」からの引文と明記するが、佚書であって、今それを見ることができない。ここには類似の語が見える釈文序録を引いておく。

⑨釋云周公居攝而作六典之職謂之周礼。

*釋曰、云周公居攝而作六典之職、謂之周禮。(周礼天官冢宰第一・「惟王建國」疏)

(注) 引文は天官冢宰の疏を採ったもの、両文は一致する。

〔周礼のまとめ〕周礼は9条で構成される。①は經典釈文序録、⑥⑨は周礼天官冢宰の疏、⑦は儀礼疏序に近いが、部分的に変えられている。ところが②は「疏序云」とあるが典拠は不明。③もまた典拠は不明、④は「疏云」とあるが典拠は不明、⑤は「冬官職」とあるが典拠は不明というように、周礼の引文は不明の条が多い。また⑧春秋演孔圖もまた不明であるが、これは佚書であるから、むしろ全經大意によって新たな一条が加わったとみるべきであろう。

5 『儀礼』の引文

①疏序云礼之所起始於上皇興於大化故礼運云夫礼之初始諸飲食也。

* 夫禮之初、始諸飲食。(礼記礼運)

(注) 引文は「疏序云」と出典を明記しながら、今その文を見ることができない。ただ引文の終わりに「礼運」を引くので、ここに記しておくが、この礼運は疏序が引くものであろう。周礼②引文もまた「疏序云」とするが、近似の文を見ることができなかった。この儀礼①の「疏序」と周礼②の「疏序」と同じ典拠なのであろうか。

②疏云周礼言周不言儀儀礼言儀不言周既同是周公攝政六年所制題号不同者周礼言周取別夏殷故言周儀礼不言周者欲見兼有異代之法故此篇有醯用酒燕礼云商祝夏祝是殷故不言周。

* 然周禮言周、不言儀、儀禮言儀、不言周、既同是周公攝政六年所制、題號不同者、周禮取別夏殷故言周。儀禮不言周者、欲見兼有異代之法、故此篇有醯用酒。燕禮云、諸公士喪禮云、商祝夏祝、是兼夏殷、故不言周。(儀礼士冠礼第一・「儀禮」疏)

(注) 引文が「疏云」とあり、ほぼ同じ文を儀礼士冠礼の疏に確かめることができるから、ここから引いたものであろう。ただ儀礼疏の下線部分が見えないという差異があり、編者が改めたものか。

③又云周礼以儀礼為迹履儀礼以周官為心體。

* 又周禮是統心、儀禮是履踐。外内相因、首尾是一。(儀礼士冠礼第一・「儀禮」疏)

(注) 引文の冒頭に「又云」とあるので、前条②儀礼の疏と関連が考えられる。事実②に続く士冠礼疏は「周禮是統心、儀禮是履踐」とあり、引文の「以儀礼為迹迹、……以周官為心體」と内容上は通じるのでここに引くが、表現が大きく異なる。全經大意の編者がみた儀礼の疏は引文のようであったのか、それとも編者が意をもって改めたのか。前条②が儀礼の疏とほぼ同じ文であるのに、③はどうしてこのように異なるのであろうか。

④儀者是周官五礼之儀以五礼為本故无別心棼。

(注) 引文に近似する文を見いだすことができない。

⑤曲礼謂為儀礼者以其行三千威儀皆可放效故云儀礼也。

* 且儀禮亦名曲禮、故禮器云、經禮三百、曲禮三千。鄭注云、曲猶事也。事禮謂今禮也。其中事儀三千、言儀者、見行事有威儀。言曲者、見行事有屈曲、故有二名也。(儀礼士冠礼第一・「儀禮」疏)

(注) 引文に近似する文を見いだすことはできないが、③に引いた疏の二句後の疏「且儀禮亦名曲禮」が引文の「曲礼謂為儀礼」と、「曲禮三千」が引文の「其行三千」と通じる。全經大意の編者がみた儀礼の疏が引文のようであったのか、それとも引文の編者が意をもって改めたのか。前条②が儀礼の疏とほとんど同一であることを考えると、全經大意の編者が見た儀礼の疏は、今本の疏とほとんど違いはなかったと思われるから、こうした差異は編者が意をもって改めた結果であるようにみる。

⑥又云儀礼者弁其行礼有儀典禮者言其所行委曲威儀者明有可受之理名目雖殊其實皆一也。

(注) 引文に近似する文を見いだすことができない。

⑦儀礼之篇先冠婚後喪祭是從始至末之義也。

(注) 引文に近似する文を見いだすことができない。

⑧又云遭於暴秦燔滅典籍漢興求録遺文之後有古文今文魯人高堂生為漢博士十七篇皆以隸書為之是為今文也至武帝之末魯恭王壞孔子宅得古文儀礼五十六篇其字皆以篆書是為古文也古文十七篇與高生所傳者同而字有不同其餘卅九篇絕無師說秘在於館鄭注儀礼之時以今古二經並之。

* ……遭於暴秦燔滅典籍、漢興、求録遺文之後有古書。今文、漢書云、魯人高堂生為漢博士、傳儀禮十七篇是今文也。至武帝之末、魯恭王壞孔子宅、得古儀禮五十六篇、其字皆以篆書、是為古文也。古文十七篇與高堂生所傳者同、而字多不同。其餘三十九篇絕無師說、秘在於館、鄭注禮之時、以今古二字並之。(儀礼士冠礼第一・「布席于門中」疏)

(注) 両文はほぼ一致する。ただ疏の「漢書云」「傳儀禮」が引文になく、その一方引文の「皆以隸書為之」が疏に見えない。また疏の「古書」が引

文では「古文」に、疏の「古儀禮」が引文では「古文儀礼」になっている。こうした異同は、引文の編者が見たテキストがそうなのであろうか、それとも引文の編者が意をもって改めたのであろうか。そのことを決める手がかりはないが、これらの異同の中で、引文の「皆以隸書為之」「古文儀礼」などは、注目に値する異同といえる。

⑨陸徳明云漢興有魯高堂生傳士礼十七篇即今之儀礼也云々。

*漢興、有魯高堂生傳士禮十七篇、即今之儀禮也。(積文序録・註解伝述人・周礼)

(注) 引文に「陸徳明云」とあり、同じ文が積文序録に見えることから、積文序録から引いたとみることで問題はない。

〔儀礼のまとめ〕 儀礼は⑨条より構成されている。そのうち②は儀礼士冠礼の「儀禮」という語についての疏、⑧も同じく儀礼士冠礼の「布席于門中」の疏と一致する。③⑤は、儀礼士冠礼の「儀禮」という語の疏と通じるが表現は大きく異なる。編者が改めたものか。そして⑨は経典積文序録である。ところで①については冒頭が「疏序云」とあるが典拠は不明で、これは周礼の②「疏序云」とかかわるはずである。④⑥⑦については、典拠を見いだすことができない。

6 『礼記』の引文

①正義序云夫礼者經天義地本之則太一之初原始要終云々。

*夫禮者、經天緯地、本之則大一之初、原始要終、體之乃人情之欲。(「礼記正義序」)

(注) 引文は「正義序云」として典拠を示し、正義序に確かめられる。引文の「經天義地」を正義序は「經天緯地」とする。文意からすると正義序が正しいのではなからうか。

②云夫礼者經天地理人倫本其所起在天地未分之前故礼運云夫礼者必本太一是天地未分之前已有礼也礼者理也物生則自然而有尊卑若羊羔跪乳鴻鴈飛有行列豈由教之者哉是三才既判尊卑自然而有。

*正義曰、夫禮者、經天地人倫、本其所起、在天地未分之前、故禮運云、夫禮必本於大一、是天地未分之前已有禮也。禮者、理也。「……」物生則自然而有尊卑、若羊羔跪乳、鴻鴈飛有行列。豈由教之者哉。是三才既判、尊卑自然而有。(礼記卷第一・「禮記」疏)

(注) 引文の典拠は、礼記卷第一の「禮記」という語についての疏。引文は中間の長文「……」を省略しているが、両文はほぼ一致する。省略した部分が礼の起源にあまりかかわらないとみて省いたのであろう。

③又云遂皇在伏犧前始王天下也是尊卑之礼起於遂皇也。

*遂皇謂遂人、在伏犧前、始王天下也。「……」是尊卑之禮起於遂皇也。(礼記卷第一・「禮記」疏)

(注) 前条②と同じ礼記疏から引いたもの。中間の省略部分を除いて、両文は一致している。「又云」という表現は、前項と同じ出典であることを示すのであろう。

④六藝論云遂皇之後歷六紀九十一代至伏犧始作十二言之教然則伏犧之時易道既彰則礼事弥著。

*六藝論又云、遂皇之後、歷六紀九十一代、至伏犧始作十二言之教。然則伏犧之時、易道既彰、則禮事彌著。(礼記卷第一・「禮記」疏)

(注) 前条と同じ礼記疏から引いたもの。疏には「又云」と又字があるが、それはこの疏の前に遂皇のことが記されているからで、引文は六芸論として独立させているので不要とみて省いたのであろう。

⑤古史考云有聖人以大德王造作鑽燧出火教民熟食人民大悦号曰遂人乃至伏犧制嫁娶以為礼作瑟琴以為樂則嫁娶嘉礼始伏犧也。

*古史考云、有聖人以火德王、造作鑽燧出火、教民熟食、人民大悦、號曰遂人。次有三姓、乃至伏犧、制嫁娶以儷皮爲禮、作琴瑟以爲樂。「……」則嫁娶嘉禮始於伏犧也。(礼記卷第一・「禮記」疏)

(注) 前条と同じ礼記疏から引いたもの。引文の「有聖人以大德王」の大字を疏は火字と作る。文脈からみて火字が正しく、引文はいずれかの段階で誤ったものであろう。疏の下線部、及びカッコ内の長文が引文に見えない。文末「則嫁娶嘉禮始伏犧也」は「帝王世紀」から引いたもの。疏では帝王

世紀からの引用とわかるが、引文では前文を省いたためわからなくなっている。しかしいずれも伏羲氏の業績を記したもので、引文として文に不具合は覚えない。

⑥世紀云神農始教天下種穀故人号曰神農則祭祀古礼起於神農也。

*世紀又云、神農始教天下種穀、故人號曰神農。「……」則祭祀吉禮、起於神農也。(礼記卷第一・「禮記」疏)

(注) 前条と同じ礼記疏から引いたもの。疏の「又云」の又字は、帝王世紀を重ねて引いていることによるもので、引文の編者はそれを不用とみて省いたのであろう。疏のカッコ内の長文が引文では省かれているが、文に違和感は覚えない。

⑦又史記云黄帝与蚩尤戰於涿鹿則有軍礼也。

*又史記云、黄帝與蚩尤戰於涿鹿、則有軍禮也。(礼記卷第一・「禮記」疏)

(注) 前条に続く礼記疏から引いたもの。両文はまったく同文である。戦争にかかわる礼の起源をここに記したものであろう。

⑧若然自伏羲以後至黄帝吉凶賓軍嘉五礼始具。

*若然、自伏羲以後至黄帝、吉凶賓軍嘉五禮始具。(礼記卷第一・「禮記」疏)

(注) 前条と同じ礼記疏から引いたもの。両文はまったく一致する。

⑨正云其礼記之作出自孔氏至孔子没後七十子之徒共撰所聞以為為此記。

*其禮記之作出自孔氏、「……」至孔子没後、七十二之徒共撰所聞、以為此記。

(礼記卷第一・「禮記」疏)

(注) 前条と同じ礼記疏から引いたもの。引文の「正云」は、「正義云」の略。引文では疏のカッコ内の長文が省略されているが、その他はほぼ一致している。

⑩或録舊礼之儀或録變礼之所由或兼記體履或雜叙得失故編而録之為以記也其周礼儀礼礼記之書自漢以後各有傳授三礼。

36 *或録舊禮之義、或録變禮所由、或兼記體履、或雜序得失、故編而録之、以為記也。「……」其周禮儀禮是禮記之書、自漢以後各有傳授。(礼記卷第一・「禮記」疏)

(注) 前条と同じ礼記疏から引いたもの。カッコ内の省略を除いて、両文は

ほぼ一致している。引文の文末に「三礼」とあるが、疏には見えない。引文の編者が加えたものであろうか。

⑪大義序云礼記盖是仲尼門徒所撰記之所以為此記者昔成王幼少周公攝政損益前王制作二礼開立體儀以訓天下。

* 禮記者、本孔子門徒共撰所聞以爲此記、後人通儒各有損益…（釈文序録・註解伝述人・周礼）

* 至孔子没後、七十二之徒共撰所聞、以爲此記。（礼記卷第一・「禮記」疏）

* 武王没後、成王幼弱、周公代之攝政六年、致大平、述文武之德、而制禮也。「……………」又禮記明堂位云、周公攝政六年、制禮作樂、頒度量於天下、但所制之禮則周官儀禮也。（礼記卷第一・「禮記」疏）

（注）引文は「大義序云」とあるが、近似する文を見いだすことができない。

引文と共通する語句がある文を引いて参考とするが、直接の関連はない。

⑫一云王制篇者漢文皇帝令博士諸生作此王制月令篇者呂不韋所治也又周公旦所作也中庸篇者是子思伋所作也緇衣篇者公孫尼子所撰也其餘衆篇皆如此例但未能盡知所記之人也云々。

* 禮記者、本孔子門徒共撰所聞以爲此記、後人通儒各有損益、故中庸是子思伋所作、緇衣是公孫尼子所制。鄭玄云、月令是呂不韋所撰。廬植云、王制是漢時博士所爲。（釈文序録・註解伝述人・周礼）

（注）引文に「正一云」とあれば正義から引いた文であろうが、今礼記正義に近似の文を見ることができない。とりあえず共通する語が見える釈文序録をここに引いたが、あまり関連は見えない。

⑬又云戴德傳記八十五篇則大戴禮是也戴聖傳禮四十九篇則此礼記是也。

* 又云、戴德傳記八十五篇、則大戴禮是也。戴聖傳禮四十九篇、則此禮記是也。（礼記卷第一・「禮記」疏）

（注）②から⑩までと同じ礼記疏から引いたもの、両文は一致する。引文の文頭に「又云」とあるが、これは疏の文をそのまま引いたもので、前条とのかかわりを示しているわけではない。

〔礼記のまとめ〕礼記はすべてで13条から構成されている。そのうち①は礼記正義序、②から⑩、そして⑬は、巻第一冒頭の「禮記」という語に付き

れた長文の疏から、疏の順序にそって採っている。このうち②⑨の2条が「正云」として典拠を示す。②が典拠を示すのはわかるが、⑨はどうして典拠を示すのだろうか。記述にこのような差があるのは、紙背の文を採ったためであろうか。⑪は「大義序云」、⑫は「正一云」で始まる引文ではあるが、その近似の文を見いだすことができない。この2条はなにに由来するのであろうか。ところで、礼記についてはなぜか釈文からの引文は見えない。この点は、釈文が周礼、儀礼、礼記を三礼としてまとめ、礼書についての基本的な問題は周礼、儀礼の項で触れているから、礼記の項で付け加えることはないともみているのかもしれない。

(注)

- (1) 『全経大意』及びその「引文」については、『『經典釈文』と『全経大意』]（『大妻国文』第47号2016年3月）、後に補足修改して『『經典釈文論語音義の研究』第五章（二）「經典釈文と全経大意」（創文社・2017年2月刊）として取めた。
- (2) 『『經典釈文論語音義の研究』第五章（二）「經典釈文と全経大意」参照。
- (3) 引文が疏などの場合、引文の編者は紙背に記された文を採っている可能性を考えていいかもしれない。

追記：引文の典拠を探すに際して、田中理恵氏、海藤水樹君の協力を得た。記して謝意を示す。